

議案第13号

佐倉市開発行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市開発行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月22日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市開発行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市開発行為等の規制に関する条例（平成14年佐倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号ア中「専用住宅であるもの」の次に「又は地区集会所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の集会の用に供する建築物をいう。）その他法第29条第1項第3号に規定する建築物に準ずるもの」を、「限る。」の次に「ただし、当該既存建築物の敷地及び用途の変更について、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項第2号から第7号まで」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定により開発する土地の区域は、政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域とする。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（開発行為の計画の取りやめ）

第12条 第7条又は第8条に規定する協議を行っている者は、当該協議に係る開発行為の計画を取りやめたときは、速やかにその旨を規則で定める書面により市長に届け出なければならない。

2 市長は、第7条又は第8条に規定する協議について規則で定めるところにより申請した日から起算して1年以内に法第30条に規定する許可申請の手

続が行われない場合は、当該協議に係る開発行為の計画を取りやめたものとみなす。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項第2号から第7号まで」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐倉市開発行為等の規制に関する条例第12条第2項の規定は、この条例の施行の日（前項本文に規定する施行の日をいう。以下「施行日」という。）以後に申請される事前協議について適用し、施行日前に申請された事前協議については、なお従前の例による。